

東神楽町防災備蓄食糧等払出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、使用期限が1年を切った災害時用備蓄食糧等（以下「食糧等」という。）の有効活用を図るため、東神楽町が備蓄する食糧等の払出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 自主的、主体的に防災意識の向上に資する活動及び防災訓練等（以下「防災研修事業等」）を東神楽町内で実施する団体で次の要件を全て満たす団体とする。ただし、営利活動又は宗教活動若しくは政治的活動を目的とする団体は除く。

- (1) 東神楽町民のみで構成している団体
- (2) 活動拠点が東神楽町内にある団体
- (3) 地域の公益性に基づき継続的な活動を行っている団体

(払出食糧等)

第4条 毎年4月に東神楽町ホームページ等において使用期限が1年を切った食糧等の払出しを行うことを掲出する。

2 払出しを行う食糧等は無料とする。

(年度当初申請手続き)

第5条 食糧等の払出しを受けようとする団体の代表者（申請者）は、4月末日までに東神楽町防災備蓄食料払出申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査し、5月末日までに東神楽町防災備蓄食糧等払出決定通知書（別記第2号様式。以下、「通知書」という。）により食糧等の払出しの可否を申請者に通知する。ただし、防災研修事業等が5月中の開催の場合は開催日前に通知することとする。

(随時申請手続き)

第6条 前条第2項の決定後、払出し可能な食糧等の在庫があった場合において、食糧等の払出しを受けようとする申請者は、防災研修事業等を実施する1か月前までに申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査し、速やかに通知書により食糧等の払出しの可否を申請者に通知する。

(払出内容の決定)

第7条 前2条で払出しを行う食糧等の品目、数量等は、申請の内容及び払出し可能な量を勘案し決定する。

2 払出しの決定をした食糧等は、東神楽町総務課で受渡しを行い、その食糧等の運搬は払出しの決定を受けた団体が行うこととする。

(決定の取消し)

第8条 災害時及び公用又は公共用に供する必要があると認められるときは、第5条第2項及び第6条第2項で決定した払出しの全部又は一部を取消し、東神楽町防災備蓄食糧等払出決定取消通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 食糧等の払出しを受け防災研修事業等を実施した団体は、防災研修事業等終了後、1月以内に東神楽町防災備蓄食糧等払出実績報告書（別記第4号様式）に必要書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。

(払出食糧等の返還)

第10条 町長は、食糧等の払出しを受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に払い出した食糧等の返還を求めることができる。この場合において、払出しを行った食糧等の返還が困難なときは、当該食糧等と同等品をもって返還することができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反して食糧等の払出しを受けたとき。
- (2) 偽りその他不正により食糧等の払出しを受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が食糧等の払出しが適切でないと認めたとき。

(免責)

第11条 町長は、食糧等の不適切な使用により生じた事故又は払出し後における食糧等の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。